

将来のために加入しましょう 帰国の時は払い戻しできます



長い人生には老後が付きものです。現役の時入ってきた収入も仕事から退いたと同時に無くなります。その老後の安心設計を保障してくれるのが年金制度です。現役の皆さん、この「年金」について一度考えてみませんか。

＜解説＞行政書士 前田美穂

●将来働けなくなったりした時にもらえる仕組みが「年金」です

「年金」とは、若いうちから毎月少しずつお金を支払うことで、将来年取ったり、怪我や病気で働けなくなったときにお金がもらえる仕組みです。お給料をもらったときに明細を見ると、「年金」が差し引かれている、という人もいるでしょう。日本の年金の仕組みは複雑で、とても1ページでは書ききれませんが、ここではおおまかに説明します。

年金には**国民年金**の他に、会社に雇用されて働いている人が加入する**厚生年金**という制度があります。厚生年金では、収入に応じて保険料を払いますが、働く人と企業が保険料を半分ずつ支払うのが特徴です。自営業の場合には国民年金に加入し、保険料全額を自分で払うことになります。年金の支給は65歳から始まりますが、このときも厚生年金が適用される人とそうでない人とで支給方法が異なります。たとえば、厚生年金は働いていたときの給料に応じてもらえる額も増えてきます。また、一家の働き手が不幸にも亡くなってしまったとき、残された家族が遺族年金をもらえるかどうかは、家族の年齢や構成、年金の種類によって変わってきます。詳しいことは最寄りの年金事務所で聞いてみましょう。最近、年金事務所のデータ管理がずさんだったことが批判されています。そのため、年金保険料を納めている人1人1人に定期的にその人の年金データが確認のために送られてきます（ねんきん定期便）。ですから年金について何か疑問点がある場合には、自分に送られてきたその手紙を持って年金事務所に行くとうわりやすいでしょう。

なお、外国籍で、将来は自分の国に帰りたい、と思っている方のためには、「**年金の脱退一時金制度**」というものがあります。これは、年金保険料を6か月以上払った人が対象となります。毎月お給料から保険料を引かれていたのに、年金をもらわずに帰国することになれば、今まで払っていたお金は損ですよね。そういう場合には、これまで支払った年金保険料の一部を払い戻してもらえます。ただし、この手続は帰国した後に日本の年金事務所宛に手紙を送らなければならないので、少し手間がかかります。これについても、もし帰国が決まったら年金事務所に行って脱退一時金制度を使いたい、と言うと手続を教えてください。

いずれにしろ、毎月保険料を納めていないと将来年金をもらうことも、脱退一時金制度を使うこともできません。自分の問題としてぜひお考えください。

秋のひと時を「国際交流フォーラム2011」で市民交流を！！

11月13日(日)12時～ 富士見市立ふじみ野交流センター

外国籍市民と日本人が一堂に集まって、お互いを知り合おうという近隣最大のイベントが今年も行われます。

富士見市が毎年実施する「国際交流フォーラム」です。

「来て、見て、知って、感じて」みませんか。

ふじみの国際交流センターも、多くの企画で参加します。世界各国からのお友達作りにきませんか。楽しい体験がいっぱいできますよ。



●場 所 ふじみ野交流センター（ふじみ野駅東口徒歩10分）

●時 間 12:00～16:00

●皆さんができる楽しい体験 世界の民族衣装や日本の着物が着られます 太極拳体験 タイ古式マッサージ 生け花・篆刻・和太鼓・多文化理解カードゲーム・警察官の制服を着てみましょう・アフリカ太鼓の演奏・日本にいる外国籍市民の主張 ほか。

●3回目「ふじみ野市西の原中央公園（五号公園）の除草とつつじを植える」

募集！！

「Let's enjoy 国際交流」

11/23(水)10:00

公園は市民の憩いの場所、第3回目は「公園の除草とつつじの植樹」です。道具はセンターが用意していますので、当日10時までにふじみの市西の原中央公園（五号公園）においでください。「五号公園」で作業を行います。日本滞在の思い出をつつじの木に残しませんか。



1回目「上福岡駅前広場のごみ拾い」大成功！

夏の終わりを告げる爽やかな9月30日の夜、思い思いに集まった地域住民と外国籍市民の皆さん、心を一つにして駅前清掃です。交流会ではスリランカのお菓子をいただき、小さな作業で大きな思い出を作りました。

放課後児童クラブ入室児童申請開始！

授業終了後から指導員の保育のもと、宿題をやったり、おやつを食べたり、遊んだりして保護者の帰宅を待つシステムの放課後児童クラブ。そろそろこの入室児童の申請受け付けが始まります。富士見市では11月24日をスタートに水谷公民館など3か所で行います。詳しくはお近くの役所の保育課放課後児童係りに問い合わせてください。他の市町についてもほぼ同時期と考えて、早めの申請をお進めいたします。

通訳付き相談が役所の窓口で！！

- 役所の相談窓口で携帯電話を使いあなたの相談を通訳します。母国語で相談できます
- このシステムを持っている市庁／東松山市、藤市、滑川町及びさいたま市10区。近くにお住まいの方は是非ご利用ください。
- 対応言語／中国語・英語・タガログ語・ポルトガル語・スペイン語
- 利用は無料です。

www.ficcc.jp/living/

●6カ国版の生活がイドを掲載しています